

工業標準化法の一部改正に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

平成31年3月28日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市規則第4号

工業標準化法の一部改正に伴う関係規則の整理に関する規則

(瀬戸市個人情報保護条例施行規則の一部改正)

第1条 瀬戸市個人情報保護条例施行規則(平成6年瀬戸市規則第3号)

の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
(電磁的記録の開示の実施の方法)			(電磁的記録の開示の実施の方法)		
第10条 次の各号に掲げる電磁的記録についての条例第26条第1項の規則で定める方法は、それぞれ当該各号に定める方法とする。			第10条 次の各号に掲げる電磁的記録についての条例第26条第1項の規則で定める方法は、それぞれ当該各号に定める方法とする。		
(1)及び(2) <省略>			(1)及び(2) <省略>		
(3) 電磁的記録(前2号に該当するものを除く。)次に掲げる方法			(3) 電磁的記録(前2号に該当するものを除く。)次に掲げる方法		
ア 当該電磁的記録を <u>日本産業規格A列3番</u> (以下「A3判」という。)以下の大きさの用紙に出力したものの閲覧			ア 当該電磁的記録を <u>日本工業規格A列3番</u> (以下「A3判」という。)以下の大きさの用紙に出力したものの閲覧		
イからオまで <省略>			イからオまで <省略>		
別表(第11条関係)			別表(第11条関係)		
区分	費用負担の額		区分	費用負担の額	
写しの作成に要す	乾式複写機により写しを作成する場	<u>A3判以内の大きさの用紙を使用する場合</u> 1枚につき10円	写しの作成に要す	乾式複写機により写しを作成する場	<u>日本工業規格A列3番(以下「A3判」という。)</u> 以下の大きさの用紙を使用する場合 1枚につき10円

る費 用	合	日本産業規格A列2番（以下「A2判」という。）の大きさの用紙を使用する場合 1枚につき100円	る費 用	合	日本工業規格A列2番（以下「A2判」という。）の大きさの用紙を使用する場合 1枚につき100円
		日本産業規格A列1番（以下「A1判」という。）の大きさの用紙を使用する場合 1枚につき150円			日本工業規格A列1番（以下「A1判」という。）の大きさの用紙を使用する場合 1枚につき150円
		日本産業規格A列0番の大きさの用紙を使用する場合 1枚につき200円			日本工業規格A列0番の大きさの用紙を使用する場合 1枚につき200円
	<省略>	<省略>		<省略>	<省略>
		<省略>			<省略>

（瀬戸市情報公開条例施行規則の一部改正）

第2条 瀬戸市情報公開条例施行規則（平成13年瀬戸市規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（電磁的記録の開示の実施の方法）</p> <p>第8条 次の各号に掲げる電磁的記録についての条例第16条第1項の規則で定める方法は、それぞれ当該各号に定める方法とする。</p> <p>(1)及び(2) <省略></p> <p>(3) 電磁的記録（前2号に該当するものを除く。）次に掲げる方法</p> <p>ア 当該電磁的記録を日本産業規格A列3番（以下「A3判」という。）以下の大きさの用紙に出力したものの閲覧</p> <p>イからオまで <省略></p> <p>別表（第9条関係）</p>	<p>（電磁的記録の開示の実施の方法）</p> <p>第8条 次の各号に掲げる電磁的記録についての条例第16条第1項の規則で定める方法は、それぞれ当該各号に定める方法とする。</p> <p>(1)及び(2) <省略></p> <p>(3) 電磁的記録（前2号に該当するものを除く。）次に掲げる方法</p> <p>ア 当該電磁的記録を日本工業規格A列3番（以下「A3判」という。）以下の大きさの用紙に出力したものの閲覧</p> <p>イからオまで <省略></p> <p>別表（第6条関係）</p>

区分	費用負担の額		区分	費用負担の額	
写し の作 成に 要す る費 用	乾式複写 機により 写しを作 成する場 合	<省略>	写し の作 成に 要す る費 用	乾式複写 機により 写しを作 成する場 合	<省略>
		日本産業規格A列2番（以 下「A2判」という。）の 大きさの用紙を使用したと き 1枚につき100円			日本工業規格A列2番（以 下「A2判」という。）の 大きさの用紙を使用したと き 1枚につき100円
		日本産業規格A列1番（以 下「A1判」という。）の 大きさの用紙を使用したと き 1枚につき150円			日本工業規格A列1番（以 下「A1判」という。）の 大きさの用紙を使用したと き 1枚につき150円
	日本産業規格A列0番の大 きさの用紙を使用したとき 1枚につき200円	日本工業規格A列0番の大 きさの用紙を使用したとき 1枚につき200円			
<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>
<省略>		<省略>		<省略>	

附 則

この規則は、平成31年7月1日から施行する。